

広報

はむら



広報 はむら 令和7年8月15日号

令和7(2025)年8月15日発行 第1147号
【発行】羽村市 【編集】羽村市秘書広報課

URL = <https://www.city.hamura.tokyo.jp/> ☐ st10200@city.hamura.tokyo.jp
〒205-8601 東京都羽村市緑ヶ丘5-2-1 ☎ 042-555-1111 ☎ 336 FAX 042-554-2921

愛情ギュッとす〜とはむら

夏季 花いっぱいコンクール (春季植栽分) 審査結果

問合せ 産業振興課商工観光係内 667 / 観光協会 ☎ 555-9667

5月25日に行った「春の花いっぱい運動」で花を植えた街路・花壇を、7月17日に審査しました。参加した団体の皆さん、ありがとうございました。



▲優良賞など詳しくはこちら(観光協会ウェブサイト)

★ 優秀賞



緑ヶ丘第二町内会

本町第一町内会

★ 最優秀賞

町内会・自治会、事業所、
団体の部(花壇)



五ノ神中町内会

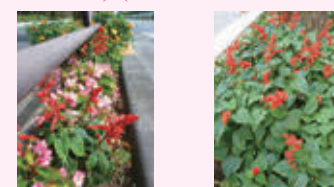
町内会・自治会、事業所、
学校・幼稚園の部(街路)

★ 最優秀賞



間坂第一町内会

★ 優秀賞



富士フレイバー株式会社

さかえ幼稚園

★ 優秀賞

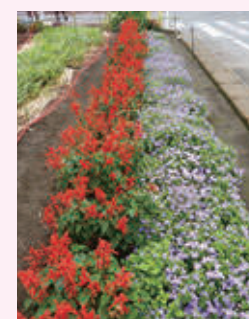


富士見小学校

羽村第二中学校

★ 最優秀賞

学校、幼稚園・保育園
の部



小作台小学校

はい!

こちら消費生活センター

ご注意ください! あなたも遭つかも? こんなトラブル
インターネットやSNS広告からの商品購入

寄せられた相談事例から

除毛クリームのSNS広告に「お試し1800円、いつでも解約可能」とあったので注文したら、2回目が届いた。4回購入が必要で、総額約5万円を請求された。解約の電話をしたら、高額なキャンセル料を支払うように言われた。解約と返品をしたいがどうしたらいいか。

消費生活センターの対応

事業者を確認したところ、注文後に「お得なコース」を選択したため、いつでも解約できる定期購入から4回購入が必要な定期購入に変更されていた。相談者は「お得なコース」というポップアップが出たのでタップしたが、これが4回購入が必要な定期購入になるとは気付かなかった。センターから、表記が分かりづらかった点を伝えて交渉した結果、2回目の商品を購入すれば、

問合せ 消費生活センター内 641

トラブル防止のアドバイス

●「お試し」「格安」などを強調する場合は、要注意!

初回は安くても、2回目以降が高額料金となる定期購入の場合があります。

●注文完了後に現れる「割引クーポン」などにも注意!

注文後に表示された特典を選ぶことで、複数回の購入が必要な定期購入に変更されてしまうことがあります。

●申し込む前に、必ず契約内容を確認し、保存を!

契約内容をよく確認し、最終確認画面などをスクリーンショットして保存しておきましょう。「いつでも解約できる」という記載があっても、簡単に解約できない場合があります。

不安に思ったら早めに消費生活センターに相談を!



市公式サイト



羽やすめ



X



Facebook



Instagram



YouTube



LINE

